

仕 様 書

I 伐倒、集造材関係

1 伐倒作業

- (1) 事業計画書に示されている作業箇所の立木竹を伐倒すること。なお、伐倒対象となる立木及び竹については、青テープで区域等の表示を行っている。
- (2) 作業にあたっては、他の車両や歩行者等への安全対策を確実に行うこと。
- (3) 伐倒方向は、立木の状態や隣接木の状況、かかり木となる恐れの有無、周囲の地形や地物の状況、工作物の保護等を勘案し、最も安全かつ集材が容易な方向を選定すること。
- (4) 伐倒は、受口を十分に取るとともに伐採点を極力低くし、安全確実な方法で行うこと。
- (5) 伐倒対象木以外でやむを得ず作業の支障となる立木については、監督員に連絡し許可を得た上で枝払いや伐倒を行うこと。

2 集造材作業

- (1) 隣接する区域外の生立木を損傷しないように、特に留意すること。
- (2) 造材した材や末木枝条の集材もれが生じないように、作業終了後は確認を行うこと。

II 抜根、整地関係

1 抜根作業

- (1) 指定する地番の根株及び残存している切株について、全てを堀取り場外へ搬出すること。

2 整地作業

- (1) 抜根作業等により不整地となった地面については、可能な限り均等にならし整地すること。

III 場外搬出関係

1 積込作業

- (1) 一時的に積込のための通路や土場の作設が必要な場合は、監督員の指示によること。
- (2) 積込のための通路や土場の作設は、隣接する道路や保存木の損傷、周囲木への影響を少なくするため最小限にとどめること。
- (3) 前述の通路及び土場は、搬出終了後に適宜の方法により原状に復すること。

2 場外搬出・処分作業

- (1) 本作業にあたっては、他の車両や歩行者の通行等に支障を来さないようにし、安全運転を遵守すること。

- (2) 運搬中の荷崩れや枝条等の落下を防ぐため必要な措置を講ずること。
- (3) 場外搬出及び処分に当たっては、各種法令に沿った適切な措置を講ずること。
- (4) 搬出終了後は、その後の車両通行や歩行などに支障を来さないよう路面、路床などを整正し、路上の通行障害物は完全に取り除くこと。

Ⅳ 木材資源利用に関する事項

- (1) 場外搬出した木材資源については、用材、チップ材、バイオマス材等として利用できるものは、可能な限り再利用を行うこと。その際、再生可能エネルギー固定価格買取制度により木質バイオマス発電用として販売する場合は、一般木質バイオマス証明書の発行が可能である。
- (2) 産業廃棄物として処分した場合は、産業廃棄物管理票（マニフェストE票（写））を当場に提出すること。
- (3) 産業廃棄物以外の方法で処分した場合は、任意様式により処分方法を明らかにしたものを当場に提出すること。

Ⅴ 安全に関する事項

- (1) 本事業に当たっては、作業種ごとに労働安全衛生法等の法令に基づき必要とされる資格を有している者を従事させること。
- (2) 作業中は、部外者が立ち入らないように安全作業標識の設置等の適切な措置を講じ、呼笛等による合図確認を徹底すること。
- (3) 作業に当たっては、従事者同士の連携を密にして周囲の安全に十分留意し、他の機械との距離などに細心の注意を払い作業を行うこと。

Ⅵ その他共通事項

- (1) 受注者は、原則として土日祝日を除く8時30分から17時00分を作業時間とすること。
- (2) 受注者は、契約締結後に作業工程表を監督員に提出して作業スケジュールを明確にすること。
- (3) 作業内容等が不明な場合は、監督員の指示を受けること。
- (4) 受注者は、事業完了後に完了報告書を監督員に提出するとともに、作業箇所毎に施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
- (5) 本事業完了後、林木育種センター九州育種場担当職員の完了検査を受けること。